

令和6年4月 盛岡市に「こども家庭センター」を設置しました！

『こども家庭センター』って どんなところ？



児童虐待相談の増加や子育てに困難を抱える世帯が顕在化している現状等を踏まえ、児童福祉法が改正され（令和6年4月1日施行）、市区町村は児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した「こども家庭センター」の設置に努めることとなりました。

盛岡市は、児童福祉法の改正に基づき、令和6年4月に従来の「子ども家庭総合支援センター（子ども家庭総合支援拠点）」と「子育て世代包括支援センター」を統合し、「こども家庭センター」を設置しました。センターには、子ども本人からの相談に対応する「こども相談室」と青少年や女性相談の窓口も併せて設置し、相談支援を一体的に実施することで、様々な悩みや困りごとに対し、切れ目なく対応する体制を整えました。面接や家庭訪問などにより、市民のみなさまの様々な困りごとを伺い、寄り添い、継続的な相談を通じて、共にその先の進む道筋を考えていきます。

こども相談室

18歳未満の子ども本人からの相談

妊婦子育て担当

妊娠期から子育て期にわたる母子の健康や育児に関する相談
（旧子育て世代包括支援センター）

各担当の紹介
（相談内容など）

青少年女性担当

青少年や女性が抱える困りごとについての相談

おやこ支援担当

18歳未満の子どもと家庭に関する相談
（旧子ども家庭総合支援センター）



こども相談室



こども相談室
相談フォーム
はこちらから

★ひとりで悩んでいませんか★



◎自分のこと

- *ひとりぼっち、友達がいない
- *友達と同じことができない
- *苦手なことがある
- *イライラする、かっとなりやすい
- *SNSやゲームがやめられない
- *体のことについて、不自然な感じがある

◎家のこと

- *大切にされていないと感じる
- *しかられてばかりいる
- *いやなことをされる、言われる
- *けんかばかりしている
- *家族の世話や手伝いで疲れる
- *いつもおなかがすいている



◎学校や放課後のこと

- *学校や習い事に行きたくない
- *勉強がわからない
- *友達、先生とうまくいかない
- *進学できるか心配

◎友達とのこと

- *いやなことをされる、言われる
- *ひとりぼっち、仲間はずれにされる
- *たたかれる、けられる、物をこわされる
- *SNSトラブルに巻き込まれた



こども相談員

相談を待っています。
いっしょに小さな勇気を探してみませんか。



平日 8:30~17:30



019-613-7520



kodomosoudan@city.morioka.iwate.jp



青少年女性担当

青少年や女性が抱える困りごとについてご相談ください。

○青少年相談

- ・本人（40歳位まで）の家庭や就労に関する悩み
- ・家族や支援機関の方の、本人への対応 など

○女性相談

- ・パートナーとの関係（離婚等）
- ・お金や仕事に関すること など

令和6年度
こども・若者相談先一覧

令和6年度
こども・若者相談先一覧



国府川市 こども家庭センター



こども・若者に関する様々な
相談先を紹介しています。



平日 8:30~17:30



019-613-7521



妊婦子育て担当



妊娠期から出産、子育て期の母子の健康や育児に関する
さまざまな悩みについてご相談ください。



○妊娠期

- ・初めての妊娠・出産で不安や心配なことがある。
- ・誰に相談したらいいのかわからない。
- ・出産に必要な準備がわからない。

○出産後～子育て期

- ・母乳やミルクは足りているか。
- ・離乳食の進め方を知りたい。
- ・発語がゆっくりで気になる。

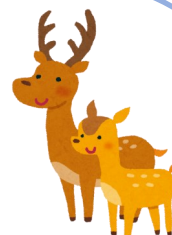
など



平日 8:30～17:30
019-613-2696



おやこ支援担当



18歳未満の子どもと家庭に関するさまざまな困りごとの
相談・支援を行います。

○相談内容の例

- ・子どもとの関わり方で悩んでいる。
- ・子育てがうまくいってしまったり、うまくいかなかったり。
- ・イライラして、子どもを叩いたり怒鳴ってしまう。
- ・子どもをあずけたい。(ショートステイ、トワイライトステイなど)
- ・子育て支援サービスを知りたい。
- ・地域で気になる様子の家庭がある。

など

◎虐待かも？と思ったら、時間をおかず、すぐに、
こども家庭センターに御連絡ください。
あなたの周囲に、虐待が疑われるような子どもはいませんか。
子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、
救いの手を差し延べる必要があります。
虐待されている確信がなくても連絡をお願いします。



平日 8:30～17:30



019-601-2414



「ヤングケアラー」を知っていますか？

子ども・若者育成支援推進法が改正となり（令和6年6月12日施行）、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（＝ヤングケアラー）」が明記されました。

※「過度に」とは、子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負担がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。

こども家庭庁ホームページより

具体的には…（例）

- ・ 幼いきょうだいの世話。心が不安定な家族の話を聞いている。
- ・ 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。
- ・ 家計を支えるために働いて、障がいや病気のある家族を助けている。

など

アンケートによる当事者の声

令和5年度に岩手県が行った「高校生の生活状況アンケート（ヤングケアラーに係る実態調査）」によると、お世話をしている家族がいると答えた生徒の割合は、全体の3.2%でした。

自由記述欄には、「子どもの声を聞く耳を持ってほしい。」「教職員に理解を深めてほしい。」「家事などにより課題提出や成績に影響が出ることを考慮してほしい。」という声がありました。また、「わかってもらえると思っていない。」「全部自分に話を振らないでほしい。」などの意見も出ていました。

身近な大人ができること



遅刻・欠席が多い、授業中居眠りが増えたなど、児童生徒の様子で“いつもと異なる様子”がみられた場合は、家族のケアをしているかもしれないという視点を持ち、声をかけてみましょう。何気ない会話から始めるのもよいかもしれません。

本人は、自身がヤングケアラーであることを認識するのが難しい場合もあります。また、家庭内のデリケートな面に関わるため、本人の受け止めを丁寧に捉え、当事者に寄り添った姿勢の下で支援につなげられるように配慮することが求められます。

岩手県ヤングケアラー相談窓口

電話相談 080-8201-4053

メール相談 mail@y-carer.net

月～金曜・第2、4土曜日 9:00～17:00

毎週火曜日（夜間対応） 18:00～20:00